

社会福祉法人誉田福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誉田福社会(以下「この法人」という)の定款第 8 条及び第 21 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規定の用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員 理事及び監事
- (2) 報酬等 報酬及び退職慰労金

(支給対象者及び支給額)

第 3 条 報酬については、理事長に対し、月額 10 万円支給するものとし、理事長以外の役員・評議員に対しては支給しないものとする。

- 2 退職慰労金については、役員に対し、別紙の基準により支給するものとし、評議員に対しては支給しないものとする。

(支給時期・支給方法)

第 4 条 報酬については、毎月 25 日（金融機関が休業日の場合は、前営業日）に金融機関口座振込により支払うものとする。

(公 表)

第 5 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日から施行する。